

[共同研究：平和原理の探究]

ポスト冷戦期の国連・PKOと日本の安全保障*

望 月 和 彦**

はじめに

1994年8月、首相の私的諮問機関である防衛問題懇談会(以下「防衛懇」と記す)は、村山首相に提出した『日本の安全保障と防衛力のあり方』と題した報告の中で、日本の安全保障を確保する手段として、国連を中心とした「多角的安全保障協力」を提唱し、国連のPKOにPFKの解除も含めて積極的に対応するように求めた。

報告では、国連の集団安全保障の内容が変化し、平和維持機能に重点が置かれていることを認めながらも、それを過渡的なものとして評価し、むしろそれを積極的な変化としてとらえている。すなわち、報告は「もともと、国連の集団安全保障機構が、完成した形で出来上がるのは、まだ遠い先のことのように見える。むしろ今の段階で国連に求められているのは、憲章第7章による正規の国連軍による武力衝突への対処というよりも、統治能力の主体がはっきりしない不安定な諸国の内部で発生する武力紛争の予防とその拡大防止、さらには紛争停止後の秩序再建に対する支援など危機の態様に応じ、国連の平和維持活動がますます多様化しつつある(9ページ)」とし、日本もこの中で積極的に貢献することを求めている。すなわち、第三章第一節の「多角的安全保障協力のための防衛力の役割」の中で、「一、国連平和維持活動の

強化と自衛隊の役割」と題して、「今後の日本の安全保障政策の重要な柱の一つが、平和維持活動の一層の充実を初めとする国際平和のための国連の機能強化への積極的寄与にあることは改めて強調しておくべきであろう。しかも、このような安全保障問題に関する国際的な趨勢に確実にコミットしていくことが、日本の国際的地位にふさわしい役割であるという意味で重要である(13ページ)」と述べているくだりがあるそうである。これは、国連の平和維持活動の充実が国際的な趨勢であり、日本がそれに積極的に貢献することは、日本の国際的地位に照らして当然の義務であり、それが日本の安全保障に寄与することにもなるということであろう。

従来、日本は国連重視政策をとってきた。日本は安全保障理事会常任理事国ではないにもかかわらず、国連の拠出金の12.45%を負担し、財政的貢献度はナンバーツーの立場にある。そのような状況の中、近年にわかに騒がれるようになった日本の安全保障理事会常任理事国入りには、外務省も積極的な姿勢をとっている。常任理事国ともなれば、これまで以上に積極的な貢献が要求されることが予想されるために、国連の働きが日本の安全保障に重要な関わりを持っていることを強調することで、その地ならしをしようとする意図がこの報告書にあるものと思われる。またその議論には、冷戦の終結によって国連本来の活動ができるようになり、ポスト冷戦期の世界の安全保障に国連がこれまで以上に活躍することができるのではないかという期待が根底にある。

しかし果して、その期待は正しいのだろうか。むしろ、冷戦の終結によって、国連の根本的な

*この研究は、本研究所の共同プロジェクト「日本の安全保障(Ⅲ)」の成果である。この論文を作成するに当たり、プロジェクトのメンバー及びその他の同僚より有益なコメントを頂いたことに感謝する。なお、ここで述べられている見解はあくまでも筆者個人のものであり、ありうべき誤りもまた筆者の責任であることを明記しておく。

**本学経済学部

存在意義が変化したのではないだろうか。ここでは、防衛懇の期待とは逆に、冷戦の終結によっても国連の安全保障機能は改善されず、むしろPKOという国連の平和維持機能が冷戦の終結によってその意義に変化が起こり、それに伴って国連・PKOと日本の安全保障政策との関わりにも大きな変化が生じたことを論じていくことにしたい。

国連の集団安全保障

国連は本来、第二次世界大戦後の世界を連合国によって管理すべく構想され、20世紀に起こった二つの世界大戦のような世界規模の戦争の再発を防ぐために作られたものである¹⁾。国連設立の第一目的が、平和と安全保障の確保であることは、拒否権を付与された常任理事国と他の非常任理事国からなる安全保障理事会が強大な権限をもっていることから明らかである。その原加盟国は、第二次世界大戦の連合国であり、安全保障理事会常任理事国になっているのも連合国の中核メンバーである。国連の集団安全保障とは、ある国が他の国に侵略したとき、国連加盟国全体が、その侵略に集団で対処することにより各自の国家安全保障を確保しようとするものであり、その対処の仕方には、経済制裁から、最終的には武力行使まで多様な手段が想定されていた。

国連が、この集団安全保障によって防ごうとした戦争とは、主として、将来ありうべき大国間のそれであった。現在の国連の多数を占めている第三世界諸国の多くは国連成立の時点では連合国の植民地であり、これらの地域の維持は宗主国たる連合国の責任で行われることは、議論以前の問題であり、現在の第三世界諸国間の紛争は、それらの諸国が独立していなかったために、当然その視野の外にあった。

しかし戦後の世界の安全保障を担う責任のあ

る米ソの超大国が対立関係に入ったために、国連の集団安全保障の枠組み自体が無意味となり、そのために国連は機能不全に陥った。すなわち、安全保障にかかわる重要なイシューは、米ソの利害が対立するところであり、どのような提案もいずれかの拒否権発動によって葬り去られることになったからである。もともと、安全保障理事会の運営には、理事国の利害の一致が前提にされており、拒否権は最後の伝家の宝刀として常任理事国に与えられていたので、このように頻りに拒否権が行使され、国連の安全保障機能が麻痺することは予想されていなかった。

それに加えて、戦後多くの旧植民地が独立して国連に加盟することになり、国連の想定していた欧米諸国を中心とした国際社会を前提にした運営も崩れることになった。1945年には、加盟国数の4分の1以下でしかなかったアジア・アフリカ諸国は、1985年には、加盟国数の過半数を占めるようになり、一国一票制をとる国連総会は、第三世界の支配するところとなっていた。

国連成立当初の目論見は、冷戦の勃発と第三世界の成立という二つの新たな展開によって大きく崩れ、そのままでは国連の存在意義が失われることにつながりかねない事態となったが、戦後の新たな国際社会において、国連は、新興独立諸国に対話の場を提供することでその新しい存在意義を見いだしていくのである。その結果、国連は、ある時には、先進国と途上国の対立の場となり、またある時には、地球環境や人口といったグローバルな問題の討議の場となった。そのような中で国連本来の安全保障問題の解決機能は徐々に背景に退いていったのである。冷戦による安全保障理事会の機能不全は、国連の活躍の場を安全保障というハイポリティックスの分野から経済・社会問題というローポリティックスの分野へと移行させる結果をもたらした²⁾。

国連が所期の目的を達成できなかったことは、

1) 国連の創立者の1人であるフランクリン・ルーズベルトが国連にどのような期待をしていたかについては、John Gerard Ruggie, "Peacekeeping and U. S. Interests", *The Washington Quarterly*, Vol. 17, No. 4, Autumn 1994, pp. 175-184. を参照せよ。

2) C. W. Kegley, Jr. & E. R. Wittkopf, *World Politics*, 4th edition, St. Martin's Press, N. Y., 1993, p. 521.

例えば、国連が冷戦の緩和に何ら貢献をしなかったことに現れている。国連の平和維持機能は、米ソの冷戦によって事実上開店休業に追い込まれ、辛うじて冷戦とは関係のないところで細々と発揮するような状態におかれた。わずかに、朝鮮戦争で国連軍が出動した例があるが、周知のように、これにはソ連国連外交の戦術的なミスによるところが大きく、結果として国連の集団安全保障の発動とは見なすことはできない。ベトナム戦争やソ連のアフガニスタン侵攻のように、超大国が直接関与するところでは国連は沈黙を余儀なくされた。

結局国連は、冷戦を防ぐこともできず、また冷戦の終結に何ら貢献するところではなかった。冷戦が熱戦にエスカレートされなかったのは、核兵器の発達によってオーバーキルと呼ばれる破壊力の飛躍的増加がもたらされ、それに基づく「恐怖の均衡」ともいべき相互確証破壊戦略(MAD)が米ソ双方に戦争の自制を強いたからである。米ソの軍備管理交渉は国連の場ではなく、直接交渉によって行われた。そして、冷戦が終結したのも、軍備拡張競争によって社会主義の盟主であるソ連の経済が崩壊したためであり、国連外交や平和運動によって冷戦の終結がもたらされたわけではなかった。

ソ連の崩壊に伴う冷戦の終結によっては、国連本来の働きができるようになったという評価があるが、それでは冷戦の終結で、世界は冷戦以前の状態に戻ったのかというところではない。私達は、冷戦の終結によって、歴史的に後戻りしたわけではなく、新たな状況に直面していると言える。それは国連成立時には想定されていなかった国際社会の変容である。

その変容の一つが、大国間の関係の変化である。戦争直後の国際体制の特徴の一つは、国連憲章の旧敵国条項に見られるように、旧枢軸国であるドイツと日本を押しえ込むことにより、この両国による戦争の勃発を未然に防ぐことであったと言える。当初国連の集団安全保障の対象はこれらの枢軸国による侵略であったと考えられる。しかし戦後一致協力して世界の安定に貢献しなければならないはずの米ソ超大国間で

冷戦が勃発し、国連に期待されていた集団安全保障機能は停止されるに至ったことは既に述べた。国連の存在にもかかわらず、冷戦期において世界は滅亡の危険と隣り合わせの状態におかれたのである。

冷戦が終結した今、世界最終戦争の危機はとりあえず去ったということができよう。また、戦争後敵視されていた枢軸国も、冷戦期には、重要な同盟国として処遇されることになった。その結果、二つの世界大戦の原因となったドイツは、いまやヨーロッパ同盟の中心としての統合の原動力となっている。日本も日米安全保障条約に基づき、西側諸国のメンバーとして大きな貢献をしようとしている。冷戦のライバルであったロシアもまた西側諸国との友好関係を築こうと努力しており、もはや大国間の紛争は、予見しうる将来において想像することは難しい状況にあり³⁾、大国間の安全保障問題はその重要性を失いつつある。このような大国間における友好関係は、大戦直後においても夢想だにされなかったことであり、その意味で国連の集団安全保障の本来の意義は失われたといえてよい。

これに対して、たとえ現状はそうであっても、将来大国間の紛争の可能性を排除できないという議論は可能である。しかしその場合にも、残念ながら国連の集団安全保障システムは機能しない。なぜなら、冷戦期に明らかになったように、安全保障理事会常任理事国に拒否権が認められている以上、常任理事国のかかわる紛争に関しては、国連の集団安全保障が拒否権によって機能しなくなることが予想されるからである。それ故、国連の安全保障は、大国の利害が一致する場合のみ、例えば、湾岸戦争のような第三世界内部の対立に対してのみ機能しうる。これは日本の安全保障政策にとって重要な点である。なぜなら日本は、ロシア、中国、アメリカという常任理事国に囲まれており、これらの国と紛争が生じた場合には、国連の集団安全保障体制

3) ロシアやドイツがもはやアメリカにとって封じ込めねばならない脅威でなくなったという主張は、Leslie H. Gelb, "Quelling the Teacup Wars", *Foreign Affairs*, Nov./Dec. 1994, pp. 2-6. でもなされている。

に頼ることはできない状況にあるからである。従って、大国間の関係が円満であれば、国連は必要なく、逆に敵対的になれば、国連を頼むことができないという点で、日本は安全保障を国連に期待することはできず、それ故国連とは関係なく安全保障政策を追求せざるを得ないのである。この点で、アジアの紛争解決の場を提供するような安全保障の枠組みというのが必要となるという「エコノミスト」誌の主張は傾聴に値する⁴⁾。多くのアジア諸国は、中国との領土問題を抱えており、そのような紛争解決の枠組みを早期に構想することはこの地域の安定に大いに寄与することになる。

国連とPKO

冷戦の終結によっても、後戻りできない国際社会のもう一つの変容が、国連メンバー構成の変化である。当初連合、すなわち現在の先進国を中心とする諸国によって占められていた国連は、ナショナリズムの高揚とともに独立を達成した第三世界諸国を次々に迎え入れることになった。その結果、現在では国連加盟国は180を超えるようになったが、そのほとんどを第三世界諸国が占めている。この国連加盟国の構成の変化は、国連に新たな課題を持ち込むことになる。これが国連平和維持活動、すなわちPKOである。1995年4月1日現在で、約6万1400人の兵力がPKO活動に参加している。ちなみに1993年のそれは8万2千人であった⁵⁾。国連PKO活動は、冷戦後増加している。これまではPKOは38設立されているが、そのうちの25は、1988年以降に設立されたものであった。

防衛懇が積極的に進めようとしているPKOは、国連の集団安全保障とは全く別次元のものである。集団安全保障は、秩序の破壊者に対して、加盟国全体が軍事的手段を含む制裁を課すことになって平和を維持しようとするものであるのに対し、PKOにはそのような制裁という

側面はなく、単に、交戦している国またはグループの要請によって、停戦を監視したり、警察活動を行なうことで、休戦交渉を促進し、平和回復を側面から援助しようとするものである。PKOにおいては、国連はあくまで調停者にとどまり、平和回復の主体は当事者にあるのであって、国連は紛争当事者に対して平和を強制できる立場にはない。

国連のPKO活動は、侵略者に対する武力行使を通しての安全保障確保の代わりに、紛争地域での停戦監視を行うことにより、国連本来のもつ平和維持機能を果たそうとしたものである。そもそもPKO活動は、国連の憲章にないものであり、国連はPKO活動をするために作られた機構ではないのである。それはアドホックな性格のものとして作られ、発展してきたものである⁶⁾。当初PKOは、国際紛争に対して行われた。しかしPKOの対象は変化している。なぜなら、近年PKO派遣が行われたのは、カンボジア、ソマリア、モザンビーク、ボスニア、ルワンダなどであり、そそらは全て国家間の紛争ではなく内乱である。すなわち、その政府・国民のガバナビリティ（統治能力）の欠如に起因するものである。現代国際社会が抱えている紛争の多くは、国家間のそれではない⁷⁾。いうならば、外的安全保障が問題になっているのではなく、内的安全保障が確保されていないので

6) 例えば、スティーヴン・R・ラトナーは、「外交官、法律学者双方とも、憲章のいずれの条項も平和維持の本質を完全にはとらえていないことを認識していた。ハマーショルドは、「第六章半」に基づき安全保障理事会は平和維持ミッションを創設したという表現で条文解釈の限界を簡潔に述べた」と記し、PKOが国連の正規の活動でないことを認めている。

スティーヴン・R・ラトナー「国連の平和努力——その概念的支柱と法的支柱」西原正、セリング・S・ハリソン共編『国連PKOと日米安保——新しい日米協力のあり方』亜紀書房1995年、26ページ。

7) 国連によれば、1989年から1992年の期間に82の武力紛争が起こったが、そのうち国家間のそれは三つしかなく後は全部国内の紛争であった。

Karin von Hippel, "The Resurgence of Nationalism and Its International Implication", *The Washington Quarterly*, Vol. 17, No. 4, Autumn 1994, p. 196.

4) "Asia's shadow play", *The Economist*, Nov. 19th, 1994. p. 15.

5) Gareth Evans, "Cooperative Security and Intrastate Conflict", *Foreign Policy*, No. 96, Fall 1994, p. 14.

ある⁹⁾。このようなPKOの目的の変化に従って、近年のPKOのミッションも純軍事的なものだけでなく、行政的な要素及び人道的な要素が加わっている⁹⁾。

イラクによるクウェート侵攻はむしろ例外的な出来事であるといつてよい。そして国家間で紛争が起こっても、PKOが派遣されることはない。例えば、イラン・イラク戦争に対しても長い間国連はすぐさまPKOを派遣できなかったし、現在行われている旧ソ連共和国内部の紛争に対しても国連が関与しだしたのは最近のことである。湾岸戦争も戦争を遂行したのは国連部隊ではなく、アメリカを中心とした多国籍軍であり、国連のPKOはその後始末をしているだけに過ぎない。

このような近年の国連のPKO活動は、国家間の紛争よりも国家内部の秩序維持に当てられている。それは古典的なPKOと違って、紛争当事者の停戦の合意もなければ、国連に対してPKO派遣の要請もない場合が多い。それは果たして国連本来の活動なのであろうか。

PKOと国家主権

国際法の基本的原則は、国家間の平等及び、主権の尊重すなわち内政干渉の自制である。また民族自決原則によって全ての民族に独立が認められている¹⁰⁾。もちろん、実際には民族自

決原則だけで、国家が形成されているわけではなく、一方で、多民族国家、多部族国家が数多く存在し、他方では、クルド族のように、まとまった民族でありながら、未だ独立が認められず、民族自決をめざして闘争を繰り返しているところもあるが¹¹⁾、一旦国家が成立すれば、その主権は尊重されるべきであり、他国がその国の出来事に介入すべきではないというのが国際社会のルールとなっている。国連の行っているPKOの一部はこの国際法の根本原理を犯している。ソマリアへのPKO派遣は、部族対立によって政府が崩壊した中で飢饉が発生し、秩序が完全に失われたところでは安全かつ効率的に援助ができないために、まず秩序を回復すべく軍隊が派遣されたところから始まった。援助は人道的な理由に基づくものであり、援助自体に

10) この原則は、外国による支配は、国連憲章及び基本的人権を侵害するものとして、すべての植民地に独立権を認めた「植民地独立付与宣言(Declaration on the Granting of Independence to Colonial Countries and Peoples)」(決議1514(XV)1960年12月)にも現れている。即ち、「信託統治地域及び非自治地域、またいまだに独立を達成していないその他すべての地域において、これらの地域の住民が自由に表明する意思と希望に従い、人種、信条、あるいは皮膚の色による差別なく完全な独立と自由を享受できるようにするため、一切の条件あるいは留保なしに、すべての権限を彼らに委譲するための手段が直ちに講じられねばならない」とあるように、住民の自由な意思と希望だけが独立のための条件なのであり、地域の大きさや地理的位置、人口規模といった物理的条件や天然資源の有無のような経済的条件によって独立を遅らせてはならないことも繰り返し主張されている。

国際連合広報センター編・監訳『国際連合の基礎知識』世界の動き社 1992年 164-165ページ。

11) 「近代国家の中で単一民族国家はごくわずかである。今日、独立国家は190余りあるが、民族集団は少なくとも五千を数える。ほとんどの地域の人口分布においても、民族的多様性が見られる。つまり、同質的な民族国家という概念は非現実的に近く、多大な人的犠牲を払わなければ実現できないものである。」

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 編 『世界難民白書』読売新聞社 1994年 20ページ。「今日の世界の170の国家のうち、民族的に同質なのは、10%以下でしかない。」

Joseph S. Nye, Jr., "Conflicts after the Cold War", *The Washington Quarterly*, Vol. 19, No. 1, Winter 1996, p. 19.

8) リーフも、「冷戦後の世界で平和維持が直面している危機、国連事務局長が国連が中心的役割を果たすと公約している紛争というのは、その解決のために1945年に国連が設立された国際間の紛争ではなく、50年前のサンフランシスコでは予想もされていなかった国内の紛争なのである。……冷戦期には広く認識されていなかったことは、どの程度、大国の対立関係が植民地からの独立後に国連加盟国の体制を占めるようになった諸国の脆弱性を隠していたかということである。そして、振り返れば、国民国家の正統性、継続性、そして極端な状況以外での、生存能力に対する国連の生みの親たちの信頼が、その盲点となって現れてきているのである」と述べている。

David Rieff, "The Illusions of Peacekeeping", *World Policy Journal*, Vol. 11, No. 3, Fall 1994, pp. 4-5.

9) Thomas G. Weiss (ed.), *The United Nations and Civil Wars*, Lynne Rienner, Boulder, 1995. p. 4.

反対するわけではないが、援助をするために、軍事介入をするというところに問題がある。秩序の維持確保はその国民の責任で行うべきなのであり、他国が介入すべき問題ではない。国連は、人道被害状況が、憲章第39条の「平和に対する脅威」と決定された場合には、強制行動がとれるという説もあるが¹²⁾、これが牽強付会である誇りを免れない。なぜなら、それがたとえ人道的な理由があろうと、国際社会の存立基盤である民族自決の原則、不介入の原則を侵してもよいということにはならないからである。例えば、最近のアメリカによるハイチへの介入のように、独裁政権によって多くの人々が犠牲になっているからといって、経済制裁や軍事介入を行うことが常に正当化できるのだろうか。人権侵害の是正などの国内政策の変更を経済制裁によって求めるのは、これまでもよく見られたことであるが、政治体制そのものの変化を求めるのは明らかに内政干渉になる。ハイチの例では、アメリカの介入によって、確かに、独裁者のセドラ司令官は国外に去り、民選のアリステイド大統領が復帰したけれども、アメリカ軍や国連PKOが去った後、ハイチの民主政治が維持されるかどうか多くの人が疑問に思っている¹³⁾。それともこれまでいくつかのPKOがそうであったように、長期にわたって駐留すべきであるというのだろうか。その場合、そのコストは一体誰が負うのか。

人道的理由で介入してよいというのであれば、かつて、カンボジアで何百万もの人々が虐殺された例があるが、そのようなときには、国際社会はその国に対して軍事介入してよいのかという疑問に対してどう答えるのか。今日でもいくつかの国では、政治的迫害が行われ、非人道的的行為が行われていると伝えられるが、そのような国に対して経済的制裁や軍事的制裁が常に行

われているわけではない。

飢饉などの天災による犠牲者に劣らず、独裁支配によっても多くの人々が犠牲になっているのが国際社会の現実である。前者の犠牲者には内政不干渉の原則を曲げて援助するのが正当であるのならば、後者の犠牲者に対してどうすべきなのであろうか。独裁政権がその国民に対して残虐行為を働くことはこれからも起こるのであろう。そのとき、国際社会は介入し、それを正当化することができるのか¹⁴⁾。

このような介入は、いずれの場合でも、国家主権の侵害であり、民族自決の原則の蹂躪であ

14) 国際社会が、国連の下に、内的な安全保障についても積極的に介入すべきだという意見は多く見られる。例えば、ワイスのように、人道主義を至上とする考えから、国家主権の不可侵とナショナリズムのうち、分離主義を指すと思われるエスノナショナリズムの双方を否定し、人道主義的立場から国際社会は、紛争地域または紛争が予想される地域に積極的に介入すべきであるという主張もある。すると、ある国で少数民族が抑圧されているとき、彼らが抑圧に対して武力によって抵抗すれば、それは紛争となって国際社会からの介入を受けるべきだということになるが、彼らが抵抗しない、またはできないときには、国際社会はその抑圧に対して見て見ぬふりをせよということになりはしないか。

Thomas G. Weiss, "The United Nations and Civil Wars", *The Washington Quarterly*, Vol. 17, No. 4, Autumn 1994, pp. 139-159.

またテソンのように、道徳的立場から人道的介入を正当化づける意見もある。しかしどのような意義付けであらうと、一旦介入を認めれば、それは世界の紛争を縮小するよりはむしろ拡大する結果となろう。介入の目的は、彼らが主張するような人権だけとは限らないからである。共産主義のようなイデオロギーの拡大や特定の宗教の普及も人権と同じく介入の正当化に役立つであろう。近代的な意味での人権や人道主義も所詮一つのイデオロギーであることを忘れてはならない。

特に彼は、非民主的な政治体制も介入の要件となると主張しているが(29-30ページ)、そのようなことを認めれば、世界は大混乱に陥ってしまう。ロシアの例を見れば一目瞭然のように、民主主義や市場経済という社会体制は、単に選挙制度を実施したり、価格の自由化をすれば一朝一夕にできるというものではなく、人々の価値観や行動基準など色々な要素がそろって初めて機能するものであり、彼がいうように、外国勢力が介入することで民主主義が機能するようになるわけではない。彼の議論には、西欧的な近代社会は普遍的なもので、伝統的歴史的要素などは存在せず、全

12) 神余隆博編『国際平和協力入門』有斐閣選書 1995年 21ページ。

13) アメリカのクリントン政権のハイチ介入を悪しき国際主義として非難している例として C. Hendrickson, "The Recovery of Internationalism", *Foreign Affairs*, Vol. 73, No. 5, Sep./Oct., 1994. pp. 26-43. がある。

る。このような介入を許すということは、その国民が民族自決の権利を行使できない「未熟な」国民であり、独立国家を持つ資格がなく、他国の植民地に甘んじるべきであるということになる。おそらくそのような主張は他の第三世界の諸国には受け入れられないであろう。それは新たな植民地主義を惹起するからである。それでは国際社会や国連の美名の下に介入することは許されるのであろうか。国連は、国家主権の尊重や民族自決の原則を乗り越える権限を与えられているのであろうか。国際社会は、秩序形成の目的で、特定の国を支配することができるのだろうか。たとえもしそれができたとしても、社会の秩序は他者からの強制によって生じるものではない。自らの秩序は、自ら生み出さねばならない。難民キャンプから自立的な社会は生まれにくい。国際社会も国連もいかなる地域の秩序の形成について権限もなければ、責任を持つべきでもない¹⁵⁾。

私達は、第三世界で内乱により多くの人々が犠牲になることに人道的な痛みを感じるが、だからといって、そこに介入することは19世紀の「Manifest Destiny」の繰り返しになることに留意しなければならない。民族自決原則を受け入れる限り、どの国も他の国を支配する権利はない。またどの国も他の国の世話をする義務もないのである。この原則を無視して、たとえ人道的な理由にせよ、介入することは帝国主義、植民地主義の誇りを免れ得ない。民族自決の原則は、第一次世界大戦後の世界秩序の原則として当時のウイルソン米大統領が提唱し、当初は、

この社会がすぐさま受け入れることが可能なのだという余りにも単純かつ楽観的な前提が含まれているのである。

Fernando R. Teson, *Humanitarian Intervention: An Inquiry Into Law and Morality*, Transnational Publishers Inc. Dobbs Ferry, New York, 1988.

15) 「平和への課題」の中で国連PKOに平和形成機能を含めてより積極的な役割を与えようとしたガリ事務総長も、ソマリアでのPKOの経験から「国連は平和をもたらすことができず、国連の役割は、平和を維持することである」とPKOの限界を認めざるを得なかった。

Thomas G. Weiss, 『前掲書』p. 147.

ヨーロッパ地域にのみ認められたものが次第にヨーロッパ以外の地域にも認められるようになったものである。やがてこの原則の下に、第三世界の諸国は植民地状態から脱して独立を勝ち取った。今日の国際社会は、民族自決と国家主権の不可侵という2つの原理によって秩序が与えられているのであり、これらの原則の否定は、新たな混乱要因となりかねない。

この原則は、各々の民族は、彼ら自身の国家を形成する権利を有するというものであるが、その前提として、民族自治がある。国家を形成する民族または国民は、自らを自らの手で治めねばならない。民族自決が民族の権利であるならば、民族自治はその権利を行使する民族が果たさねばならない義務であり、責任である。諸国家は、いったん他の諸国家によって国家として認められれば、その権利と義務を負わねばならない。

残念なことに、全ての民族に自決権は認められているが、中には自治能力のない民族や国民があるのが現実である。民主国家においても、全ての人に権利が認められているわけではなく、責任能力のない未成年者には権利が制限されているように、本来、自治能力のない国家を独立国家として認めるのは適切ではないのかも知れないが、現実問題としては、国際社会がこのような破綻国家を管理することはできないようになっている。国連憲章でも、すべての加盟国の主権平等が認められており、国連であっても内政干渉することができない旨が記されている(第1条)。さらに、加盟国に対しては信託統治の対象にもならないことが決められている(第78条)。そもそも国際社会は、本質的に無政府状態にあり、そこでは国家主権が最高の権利として認められている。そこで一旦独立国として認められれば、その後の情勢の変化によって、政府の統治能力が失われ、無政府状態になったとしても、再び植民地または国連の信託統治に逆戻りすることはない。そのためにPKOを必要とするような未成熟国家が出現したのである。しかし自決という権利を与えられているわけであるから、自治の責任は果たさねばな

らず、もしそれができず、内乱が発生して、多くの無辜の民が犠牲になったとしても、それはその国民の責任であるといわざるを得ない。国際社会としても本来、これに対して責任のとりようはないのである。それをあたかも国際社会がこのような未熟国家の失態に責任があるかのようにいわれ、その尻拭いが当然の責務のように求められているのがPKOの実態であるといわざるを得ない。もちろんだからといって、国際社会が、ある国家のガバナビリティ欠如による混乱に対して全く無関心でよいとか、当該地域の秩序の回復に絶対に手を貸すべきではないといっているのではない。ある地域の混乱は、近隣諸国にとっての安全保障上の脅威にもなり、経済的混乱が他の地域にも波及する可能性がある。また多くの罪もない人々が苦しんでいるのを助けることは、人道的・道義的には正当化される。それ故、関係各国が、当該地域における秩序形成に手をさしのべることはそれなりの意味がある。しかしあくまでもその秩序形成の主体と責任は当該地域の国民にあることに変わりはない¹⁶⁾。

16) ベツも外部勢力が介入して、秩序を回復させるケースとして、紛争勢力の片方に味方して勢力バランスを変えるか、双方の勢力を圧倒することで、帝國的不偏性を強制するかのどちらかであるが、後者は実行不可能であると述べている。また平和をもたらすということは、誰が支配するかを決めることであるということ認識しなければならないとしている。彼の主張は、国連PKOに要請される中立性・不偏性は、内乱を收拾する場合には適切ではなく、そのような原則に立った介入は平和をもたらさない。平和は、紛争当事者が紛争によって疲弊したときにもたらされるか、外部勢力がどちらかを支援することで戦略バランスを変えることができるときにもたらされるものであるとしている。

彼もまた帝國的不偏性を否定している以上、秩序形成の主体はその国民自身にあることを認めているといつてよいであろう。介入が中立不偏ではなく、どちらかに荷担するものである以上、積極的な戦争行為をも容認することになり、人道的目的による介入によって、非人道的行為が行われるという矛盾が生じるが、それもやむを得ないというのが彼の立場であると思われる。

Richard K. Betts, "The Delusion of Impartial Intervention", *Foreign Affairs*, Vol. 73, No. 6, Nov./Dec. 1994, pp. 28-30.

先進国とPKO

私達は、国連PKOが本来の安全保障の目的ではなく、一部の第三世界の政府のガバナビリティの欠如による秩序の喪失をカバーするためのものであることに留意しなければならない。このようなPKOは、世界の安全保障、いわんや日本の安全保障にとって何ら関係のないものである。現在、ユーゴを除けば、PKOを必要とする国のほとんどは経済規模人口規模からみて小国といってよく、これらの国の動向が世界の安定に重大な影響をもつことはない。防衛懇の報告にあるように、PKOが「国際的環境の安定」に寄与し、ひいてはPKOが世界の安全保障に貢献するというのは全くの幻想である。そのような幻想のために、多くの物的・人的資源を投入することは避けなければならない。

ガバナビリティを失った国は今日、世界中に多数存在している。さらに、ナショナリズムは、現在でも大きな影響力を持っており、それに基づく分離主義運動によってECを例外として、旧ソ連やユーゴに見られるがごとく第三世界を中心にして国家は分裂の方向に向かっている。現に1989年から1991年の間に50もの地域が自立を宣言している¹⁷⁾。分裂のプロセスや分裂後の混乱の中でガバナビリティを失う国は今後も増大することが予想される。もしこれらの国や地域に対して、国連の平和維持機能を強化するという方向に向かえば、PKOへの需要は増大する一方であろう。これらのPKO活動には、多くの人的・物的・金銭的資源が必要となるが¹⁸⁾、

17) Kegley『前掲書』530ページ。

18) 例えば、カンボジアにおけるUNTACの経費は約20億ドルといわれている(Kegley『前掲書』523ページ)。この金額は、日本の援助総額110億ドルの5分の1以下である。ちなみに、1993年における国連のPKO予算は約23億ドルである。現在の所、国連分担金も、PKO負担金もそれほど大きな額ではない。国連分担金を一番多く支出している米国でさえ、1985年において、その額は国防予算の300分の1以下に過ぎない。

リーフによれば、1945年から1987年までの国連のPKO活動費用は平均年間3億ドルであった。それが近年に至って急速に増加している。すなわち、1989年には6.4億ドル、1990年には4.17億ドル

それらを抛出するのは、主として先進諸国ということになる。これまでのPKO活動の実績からいって、いったん平和維持の責任を負えば、それは長期化する恐れが大きい。そのような活動が先進諸国に過重な負担を強いるようなことになれば、結果的に先進諸国の国力は弱体化することになる。すなわち、ポール・ケネディやハンティントンという「リップマン・ギャップ」を生み、他の分野での国際公共財の供給を減少させることとなる。国連の平和維持機能の強化はむしろ世界的な秩序の悪化を生み出す結果となりかねず、世界的な平和追求の手段としては、逆効果ということになる。先進国の資源は、本来の世界的な秩序維持に向けられるべきであり、局地的な安全保障のために浪費されるべきではない。また平和維持活動による負担増加は、他の途上国にとっても不利な影響をもつ。先進国が平和維持活動に対して資金を投入すれば、その分他の途上国に対する経済援助を減らさざるを得なくなる可能性があるからである。

これまでのPKOの多くは、局地的な性格をもっており、従って、「国際的な秩序の安定」という国際公共財ではなく、私的財と言える。つまりPKO活動が、特定の国々に排他的な利益を与える場合がある。例えば、当該地域における内乱や紛争によって、直接影響を受けたり、その拡大によって自国の国益が損なわれる恐れのある国にとって、PKO活動によって秩序を取り戻すことは、自国に直接的利益をもたらす。PKOの利益が特定の国に明らかであるような場合には、そのようなPKO活動は、公共財ではなく、私的財となる。紛争が局地的であればあるほど、その私的財的性格は強くなる。そう

ル、1991年には5.59億ドル、1992年には20億ドル、そして1993年には30億ドル近くまで増加している。

国連PKO予算以外にも、国連高等難民弁務官（UNHCR）やWHO、ユニセフなどもPKOに関連した活動を行っており、そのなかでもUNHCRは旧ユーゴ国内の活動に1993年の予算の半分が当てられたために、他の分野の活動が制限されることになった。このように、PKO活動によって国連機関の他の活動が十分行われない事態も十分あり得る。

Reif『前掲書』9ページ。

考えれば、これからのPKOは、これまでも多くの方が主張しているように、当該地域に利害関係を持つ、近隣諸国や旧宗主国が責任を持って行うべきである。現実には、リベリアやパプア・ニューギニアへ近隣諸国からなるPKOが実施されているが、これらはこれからのPKOの望ましい姿として積極的に評価すべきである。

PKOの問題点

PKOが国連本来の活動かどうか、これまでも疑問が呈されたことがある。例えば、ソ連は、国連緊急軍（UNEF）に反対し、これに対する資金援助やコンゴやレバノンでの国連活動にかかわる資金分担の支出を一時期拒否した。この時、ソ連は、PKOが必要となるようにした責任のある国が費用を負担すべきであり、このような活動の費用分担を決定するのは国連総会ではなく、安全保障理事会にあると主張した¹⁹⁾。

近年、大国のPKOへの熱意は低下しているように見える。米国は、クリントン政権の初期にはPKOに積極的に貢献する方針であったが、ソマリアでのPKO失敗の後、これらの活動に懐疑的になっている。また米国のPKO活動の未払金は、1991年で1億4千万ドル余りであったものが1994年末には3億9600万ドルに達している。その上に、米国議会は、国連から指示されたPKO分担率31.7%に対して、95年10月からの会計年度から25%の分担率しか支払わないと決定している。他にも、米国が国連の枠外で行った国際の平和と安全の維持に関する活動のために支払った金額を国連分担金から差し引くという法案も提出されている。このように国連PKOは資金面でかなり苦しい状況になっている。

資金負担面での問題の他に、国連PKOが本当にその役割を達成できるのかという根本的な疑問も出されている。例えば、PKOに要請さ

19) Kegley『前掲書』168ページ。このような一部の国民によるPKO活動費の負担拒否によって、国連は第一次財政危機に直面することになった。『前掲書』169ページ。

れる厳正中立の維持や武力行使の原則は、ボスニアのように、強力な武力をもったグループがお互いに大量殺戮しあう場合には、実行不可能であるし、紛争解決の役には立たない。しかしこの原則を破れば、国連もまた紛争当事者の一つになってしまうのであり、この点で国連PKOは大きなジレンマに直面せざるを得ないのである。1995年11月のボスニア停戦に関するパリ合意も、米国を中心とする多国籍軍の軍事的圧力の下で初めて成立したのであり、その意味でも国連PKOの限界を示すものとなった。またイラクに対する国連の経済制裁に見られるように、本来中立であるべき国連が事実上懲罰者として行動していることに対する批判もある²⁰⁾。

またPKOが成功するためには、紛争当事者間で、停戦や平和への合意がなければならないが、もしそれがあれば、PKOは別になくても停戦や平和は実現するのであり、PKOは必要ないことになる。PKO以前の太古の昔から戦争は行われており、今まで終わらなかった戦争はないのであるから、PKOがなくても、いずれ戦争は終わるのである。

その意味でPKOは軍縮交渉と同じである。軍縮交渉もPKOも、それが成功するのは、当事者同士でそのための合意の条件が整ったときなのであり、そのような条件がないときには軍縮もPKOも成功しない。それ故、そのような条件を考慮せずに、ただ軍縮交渉やPKOを行えば、世界がより平和になるという考え方は、物事の本質を見誤っていると言える。例えば、あれほど難航していた米ソ間の軍備管理交渉が、冷戦の終結とともに急展開し、史上初めて核軍縮に成功したことは、私達の記憶に新たなところである。超大国間の平和をもたらしたものは、利害の対立の消滅であり、軍縮交渉ではなかった。むしろ平和が軍縮をもたらしたのである。全く同じことはPKOにも言えるであろう。すなわち、PKOが平和をもたらすのではなく、平和がPKOの成功をもたらすのである²¹⁾。も

ちろん、これはPKOの全面否定をのべている訳ではない。停戦監視や兵力引き離しを行うことによって、不測の事態の発生を防止し、和平プロセスの促進を図るという点で、PKOに積極的意義を見いだすことができる。しかしPKOが平和維持のための万能薬であると考えてはならない。現在多くの人が人道的見地から、国連が統治能力を失った国家 (failed state) に対して介入すべきだという議論を展開しているが、これらの議論は、内乱の真の原因である対立要因には手を付けずに単に対症療法的に介入を行って、平和状態を強制的にもたらそうとするものであり、このような介入はそれがたとえ予防的なものであっても、真に平和をもたらすものではない。対立要因の除去には、公正な経済発展が不可欠であり、介入積極論者もそれを強調するが、経済発展は、単に経済援助を増額すれば達成できるというものではないことは戦後の途上国の経済発展の経過を見れば明白である。経済発展に有効な政策がない以上、介入によって対立の真の要因が無くなると考えることはできない。つまり対立の根本治療もできないのである。軍事的な介入だけでなく、経済的な

△ 調停の数々の成功は、冷戦の終結によって国連の本来の機能が回復したからではなく、特殊な状況のためであるとしている。すなわち「省みれば、これらの成功は、明らかに特殊な状況から生じたものであった。国連調停の成功は現地の当事者が消耗したことと外部勢力が冷戦の終結とともに利用価値がなくなったものに対する支援を続ける意思が無くなったためである。イランとイラクは消耗戦を八年も戦った後に、国連の仲介による停戦を受け入れた。ソ連はアフガニスタンにおける作戦の失敗から手を引こうとしていた。国連の仲介はソ連に体面を保つような仕方を与えたのである。ソ連からの支援がなくなるや否や、ベトナムはカンボジアに対する関与を縮小しようとしたし、同様に、中国も天安門の虐殺もあって、クメールルージュから離れることで国際的なイメージの回復をはかった。エルサルバドルでも、両超大国は、自身の立場を修正するために、果てしない戦争で疲れ果てていたそれぞれの仲間から手を引こうとし、圧力をかけたのである。」

Saadia Touval, "Why the U.N. Fails", *Foreign Affairs*, Sep./Oct. 1994, pp. 44-45. また、「調停が成功するのは、調停の必要性がもっとも少ないところである」とベッツも述べている。

Richard K. Betts, 『前掲書』 p. 24.

20) 福田 菊『国連とPKO』 東信堂 1995年 第一章および第六章。

21) タウヴァルも 1987-1991年までの国連の平和

援助も同時に行うことで対立が解消されるはずだという介入積極論者はここでも過ちを犯している。

このように、国連PKO活動は、1988年、ノーベル平和賞も受け、評価されている面も否定できないが、他方で、このような活動のすべてが必ずしも各国の積極的支援を受けているわけではなく、これまでの活動にも色々な問題点があったことも認識しなければならない。

これとは関係なく、人道的援助を行うことは結構であるが、それは国家ではなく、NGOがすべきであり、ソマリアのように、援助をするために軍事介入を行うのは本末転倒であり、NGOによる援助ができないような状態の所に敢えて軍事的に介入してまで援助をする必要はどこにもない。また現実には、人道的理由から国連が介入しているボスニアにおいて、国連PKOにより、戦争状態が終結したわけではなく、内戦は継続し、国連PKOはボスニア各地で虐殺が行われるのを手をこまねいてみるしかない状況に置かれた。アフリカ各地で繰り広げられている悲惨な状態に対して、それらを放置することは人道にもとることではあるが、残念ながら、人道的援助には限界があり、それらは私達には本質的に解決できない問題であることを理解しなければならない。

冷戦の終結とPKO

防衛懇は、局地的な安全保障が世界の安全保障につながることを主張しているが、その主張自体が、実は冷戦の産物であり、冷戦後の世界には通用しない。なぜなら、冷戦は、米ソのそれぞれの同盟国を中心として、この二つのグループが世界各地でその影響力の浸透を競う性格をもっていた。もちろんそれに対して新興独立国がその独自性を保とうとして「第三世界」という観念が成立するわけであるが、それにもかかわらず、米ソ両陣営は、経済援助・貿易などの経済関係や、武器援助・安全保障協力などの軍事関係で各種の便宜を途上国に与えることで影響力の拡大に奔走したのである。これはゼロサムゲームであり、一方の勝利は他方の敗北となる

ものであった。そして自陣営の影響力拡大・縮小は、自国の安全保障に密接に関連するものであった。その端的なケースがドミノ理論である。それ故、両陣営とも、途上国に対して継続的に便宜を与え、彼らの要求をある程度聞き入れる必要があった。もしそうしなければ、相手側の陣営に走ってしまう可能性があったからである。この点で、帝国外に植民地を保有したことがなく、そのために第三世界の民族解放を積極的に支持することが可能であった東側陣営は比較的に有利な地歩を占めることができた一方で、西側諸国は旧植民地の宗主国が多かったために、反植民地主義の民族運動の矢面に立たされることが多く、従って東側の攻勢に対して守勢に回らねばならず、その分より多くの関心を第三世界に注がねばならない立場にあった。冷戦時代には、各国とも途上国の出来事に無関心を装うことはできなかったのである。

しかし冷戦の終結によって、途上国の動向と自国の安全保障の連関が切れ、途上国の混乱は局地化され、グローバル化する恐れはなくなったことから、先進各国は途上国の安全保障に対して従来ほどの関心を持たなくて済むようになっていく。このことは国際社会ではまだ顕在化していないが、その徴候は既に、アメリカのソマリアからの撤退やそれ以降のPKOに対する消極的態度に現れてきている²²⁾。近年次第にあ

22) エバンスも、ソマリア、ボスニア、ハイチ、ルワンダに対する国連の消極的態度の根源は、安全保障理事会常任理事国である大国の消極性から来ており、それは彼らが国際法によって縛られているからではなく介入しようとする意思がないためであると述べている。

Gareth Evans, 『前掲書』 p. 8.

このように積極的介入を支持する人たちですから、大国の消極的行動を認めざるを得ないのであるが、彼らは人道主義という大義に固執する余り、規範的な議論をするだけで、なぜ国際秩序の維持に大きな責任を持っているはずの大国がかかる消極的態度を取り続けているのかを真剣に検討しようとはしない。なぜソマリア、ルワンダ、ボスニアへの介入に対して消極的な国がクウェート侵略に対してはあのような断固とした対応を行ったのか。現実的な観点が欠落したままでは、いくら国際法や国連憲章の解釈をねじ曲げようと、大国の積極的な対応を期待することはできない。

らわになってきた先進国の「援助疲れ」も同一線上にあるものといえよう。1995年のハリファクス・サミットで国際機関の効率の強化が求められたのも、これによってODAを減らす効果があるからであると指摘されている。

いずれ先進国は、世界の平和に対する貢献という、道義上は立派ではあるが、単なる理念に過ぎないものに、多くの資源を投入することに疑問を感じるようになるのは必定である。国家は理念では動かない、国家が動くのはそこに国益があるからである。理念は、国益を隠す美しい衣装でしかなく、国益という実体を失った理念は早晚敝履のように捨て去られることになろう²³⁾。局地的な安全保障の確保が、世界の平和に対する貢献になるという考え方は、その両者にリンケージがあった冷戦時代には通用しても、これからの世界にそのまま適用することはできない²⁴⁾。

日本の安全保障と国連・PKO

このように、冷戦時代の先進国・途上国間の安全保障の連関が消滅し、国連本来の集団安全保障の意義が失われたのに、それに基づいて日本の安全保障を組み立てるとするのは、アナクロニズム以前の問題であり、防衛懇の報告は、状況認識を完全に誤っていると見えるだろう。もちろん国連の当初の目的が変容したからとい

23) アメリカ国防総省も、国益を死括的 (vital), 重要 (important), 人道的 (humanitarian) の三つのレベルに分け、それぞれのレベルにあった対応をしようとしている。例えば、死括的な利益が脅かされ、軍事的手段以外ではそれが守れない場合には、合衆国は一方的にでも軍事力を行使してその国益を守り、重要な国益が脅かされた場合には、軍事行動によるコストとリスクが勘案され、人道的国益の場合には、人道的災厄が深刻で、軍事能力が必要でかつ軍隊に対するリスクが最小限にとどまるときに、非戦闘モードでの軍事能力の使用が望ましいとされている。

Joseph S. Nye, Jr., 『前掲書』 p. 21.

24) 浅田正彦は、「平和維持活動は、冷戦の継子として生まれたのであるから、論理的には冷戦の終結とともに消滅しても不思議ではなかった」とし、冷戦以降のPKOの変質を認めている。

浅田正彦「国連における平和維持活動の概念と最近の動向」西原正, セリグ・S・ハリソン共編『前掲書』72ページ。

って国連のもつ意義が全てなくなったわけではない。防衛懇の指摘を待つまでもなく、社会、経済の急速な発展の結果、日本の国益は、多様化している。従来の安全保障の概念に加えて、環境、人口、AIDSといった新たな問題が地球的規模で生じており、その解決は、安全保障の確保に勝るとも劣らぬ重要性をもっている。安全保障の概念がこのように多岐にわたるものとなっているために、このような広い意味での安全保障を軍事的手段のみで確保することはできなくなっている。安全保障の範囲の拡大とともに、それを達成する手段もまた多角的にならざるを得ない。そのためには、外交、経済、技術、文化といった諸資源を動員する必要がある。そして複雑多岐にわたるこれらの問題を多国間で討議し、解決のための合意をもたらす場としての国連の重要性はこれまでも増して高まるであろう。

また紛争解決の場としても、国連は確かにこれからも機能するだろうが、国連に頼って安全保障確保をしようとするのは危険である。国連はアピールする場ではあるが、外敵を防いではくれない。それはクウェートの例を見れば明らかである。これからも国家の安全保障は、自衛力を中心に、同盟関係の構築で行うしかない。

国連PKO自身が、各国の軍隊から成り立っている限り、国連のPKO活動が強化されても、各国の保有する軍隊の意義が低下するわけではない。すなわち、国連PKOは個別の軍隊の代替物ではないのであり、PKOは軍縮には寄与しない。むしろ将来国防予算削減によって、アメリカの軍事能力が低下することが予想されており、アメリカの軍事的イニシアティブが低下する中で、湾岸戦争のような大規模な軍事行動に対して国連集団安全保障が果たして機能するか危惧される。

PKOは、繰り返し述べたように、世界の安全保障や日本の安全保障には関係がない。もしPKOを派遣するとすれば、それはあくまで第三世界に対するサービスの一つであり、人道的援助ととらえるべきであって、PKOを安全保障政策の中に位置づけることは誤りである。こ

の位置づけの違いは大きい。PKOが人道的援助であれば、資金協力にとどめるのであれば理解はできるが、そのような援助のために、生命を危険にさらすことはできないということになる。特に、危険を承知の上でボランティアとして活動するならまだしも、ボランティアではない自衛隊員に職務として、危険連域に派遣する意義を見いだすことは困難である。いわんや、場合によっては自衛隊よりも危険な文民警察に日本の警察官を職務として派遣することは、第二の高田警視の悲劇を招来する恐れすらある。

それ故、PKOについては、その意義を過大評価してはならず、軽々に出動することは慎み、出動する際には、国民の理解が得られるようなものにするため、これまで以上に厳格な条件を付けて行うべきである²⁵⁾。

このように、防衛懇の報告は、これまで日本国内で行われてきた余りにも「日本的な」議論の延長に過ぎない。これまでの「ねじれ」をそのままに、無難なところでまとめようとしたために、新たな状況に全く対応できていないと言える。

参考文献

邦文

江橋 崇「日本国憲法・外交・国際貢献」『法学教室』1995年5月号 No. 176.

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 編『世界難民白書』読売新聞社 1994年。

神余隆博編『国際平和協力入門』有斐閣選書 1995年。

西原 正、セリグ・S・ハリソン共編『国連PKOと日米安保——新しい日米協力のあり方』亜紀書房 1995年。

福田 菊『国連とPKO』東信堂 1995年

防衛懇談会「日本の安全保障と防衛力のあり方」1994年。

山内敏弘「ドイツ連邦軍のNATO域外派兵に関する連邦憲法裁判所判決」『法学教室』1995年5月号 No. 176

英文

Richard K. Betts, "The Delusion of Impartial Intervention", *Foreign Affairs*, Vol. 73, No. 6, Nov./Dec. 1994.

Abba Eban, "The U. N. Idea Revisited", *Foreign Affairs*, Sep./Oct., 1995.

Gareth Evans, "Cooperative Security and Intra-state Conflict", *Foreign Policy*, No. 96, Fall 1994.

Leslie H. Gelb, "Quelling the Teacup Wars", *Foreign Affairs*, Nov./Dec. 1994.

C. Hendrickson, "The Recovery of Internationalism", *Foreign Affairs*, Vol. 73, No. 5, Sep./Oct., 1994.

Karin von Hippel, "The Resurgence of Nationalism and Its International Implication," *The Washington Quarterly*, Vol. 17, N. 4, Autumn 1994.

C. W. Wegley, Jr. & E. R. Wittkopf, *World Politics*, 4th edition, St. Martin's Press, N. Y., 1993.

Edward N. Luttwak, "Where Are the Great Powers? At Home with Kids", *Foreign Affairs*, July/August, 1994.

Joseph S. Nye, Jr., "Conflicts after the Cold War", *The Washington Quarterly*, Vol. 19, No. 1, Winter 1996.

David Rieff, "The Illusions of Peacekeeping," *World Policy Journal*, Vol. 11, No. 3, Fall 1994.

John Gerard Ruggie, "Peacekeeping and U. S. Interests", *The Washington Quarterly*, Vol. 17, No. 4, Autumn 1994.

Tony Smith, "In Defense of Intervention", *Foreign Affairs*, Nov./Dec. 1994.

John Stremlau, "Antidote to Anarchy", *The Washington Quarterly*, Winter, 1994.

Fernando R. Teson, *Humanitarian Intervention: An Inquiry Into Law And Morality*, Transnational Publishers Inc. Dobbs Ferry, New York, 1988.

Saadia Touval, "Why the U. N. Fails", *Foreign Affairs*, Sep./Oct. 1994.

Thomas G. Weiss, "The United Nations and Civil Wars", *The Washington Quarterly*, Vol. 17, No. 4, Autumn 1994.

Thomas G. Weiss (ed.), *The United Nations and Civil Wars*, Lynne Rienner, Boulder, 1995.

25) リーフも、内乱型の紛争に対するPKOの派遣をいさめ、PKO活動は本来の限定された目的のみ使用されるべきであると述べている。Rief『前掲書』15ページ。